

鴻巣市体育協会 スポーツ大会出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鴻巣市の市民スポーツ活動を奨励助長し、スポーツの水準向上と振興を図るため、奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付基準及び交付対象)

第 2 条 交付基準は、国・地方公共団体若しくは関係競技団体の主催又は、これら団体との共同主催を基本とする大会に、出場する個人及び団体とする。

2 交付対象は、鴻巣市体育協会加盟団体に所属する個人及び団体が、アマチュアスポーツ大会に選抜されて出場する場合。但し当該年度に交付を受けた者を除く。

(交付額)

第 3 条 交付額は、次のとおりとする。

(1) 高校生の部

区 分	金 額	備 考
オリンピック大会	一人 50,000円	
国際大会 世界選手権・アジア大会等	一人 30,000円	
全国大会 国民体育大会・全日本選手権大会 インターハイ選手権大会 ジュニアオリンピック大会等	一人 10,000円	団体1チーム 20,000円

(2) 一般の部

区 分	金 額	備 考
オリンピック大会	一人 50,000円	
国際大会 世界選手権・アジア大会 ユニバーシアード大会等	一人 30,000円	
全国大会 国民体育大会 全日本選手権大会等	一人 10,000円	団体1チーム 20,000円

(交付申請)

第 4 条 交付を受けようとする者は、高等学校においては学校長、一般においては所属連盟(協会)の代表が、別紙交付申請書(様式第1号)を体育協会会長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第 5 条 体育協会会長は、前条の申請があったときは、当該申請書の内容を審査し奨励金を交付すべきと認めるときは、別紙交付決定通知書（様式第 2 号）により通知し、奨励金を速やかに交付するものとする。

(実績報告)

第 6 条 申請者は大会終了後速やかに別紙実績報告書（様式第 3 号）を体育協会会長提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第 7 条 体育協会会長は、個人又は団体が次の各号に該当するときは、すでに交付した奨励金を返還させることができる。

- (1) 大会等への参加ができなくなったとき。
- (2) 奨励金の交付内容に違反したとき。
- (3) その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

2 体育協会会長は、前条の規定により奨励金を返還させるときは、別紙返還通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 5 月 2 0 日から施行する。